

2007年税制はこう変わる

昨年12月に2007(平成19)年度税制改正大綱が政府・与党より発表されました。今回は夏の参議院選挙を意識したのか企業減税が目立つ内容となりましたが、前年度で既に決定されていることと合わせて、今年から変わる税制について主なものを以下に掲げてみました。

1. 所得税・住民税の定率減税廃止

所得税・個人住民税に適用されている定率減税(2006年半減)が以下の通り廃止されます。

○所得税 2006年は所得税の10%(最高12.5万円) ⇒ 2007年分廃止

○個人住民税 2006年度所得割額の7.5%(最高2万円) ⇒ 2007年度廃止

ー所得税は2007年1月から、個人住民税は2007年6月(2006年の所得が対象)分から適用ー

注)本年1月支給分の給料から源泉徴収税額が変わります。1月以降給与支給の際は「平成19年1月以降分 源泉徴収税額表」を使用するようご注意ください。

2. 減価償却制度の抜本的見直し

- (1) 残存価額(取得価額の10%)を撤廃し、法定耐用年数経過時点で全額まで償却可能とする制度を導入。定率法については、定額法の償却率を2.5倍(耐用年数10年の場合0.1→0.25)し、一定の期間経過後(定率法償却額<定額法償却額)に定額法による償却額に切り替え適用する。
- (2) 償却可能限度額(取得価額の95%)を撤廃し、取得価額の全額(備忘記録1円残し)償却できる。ー2007年4月以降取得する減価償却資産より適用する。2007年3月以前取得分について、償却可能限度額まで償却したものは、翌事業年度以後5年間で均等償却ができるー

3. 特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度の適用除外要件の拡大

適用除外となる基準所得金額(社長給料+法人所得)を現行800万円以下から1,600万円以下に引き上げる。ー2007年4月以降開始事業年度より適用。従って、制度創設事業年度(2006年4月以降開始事業年度)の1回のみ適用除外所得金額が800万円以下となるー

4. 中小企業の事業承継の円滑化

取引相場のない株式等を20歳以上の後継者である子に株式等を贈与する場合に、相続時精算課税制度の適用につき、一定の要件に該当する場合には要件を次の通り緩和する。

(非課税枠) 2,500万円 → 3,000万円 (贈与者の年齢) 65歳以上 → 60歳以上

ー2007年1月~2008年12月の贈与について適用ー

5. 住宅・土地税制

- (1) 居住用財産の譲渡・買換えに伴う譲渡損失の損益通算・繰越控除を2009年まで3年間延長
- (2) 特定の事業用資産の買換え特例(個人15号・法人16号)を2008年まで2年間延長
- (3) 新住宅ローン減税制度(15年間)を2007・2008年の2年間導入し、現行制度(10年間)との選択制とする。新制度は期間が長いが最高控除額は現行と同額となる。これは、2007・2008年に居住した場合は、所得税から控除しきれない控除額の住民税からの控除がないための措置。
- (4) 住宅について2007年4月~2008年12月に一定のバリアフリー改修工事を行った場合には、住宅ローン残高の一定割合を5年間所得税額より控除する制度の創設

6. その他

- (1) 上場株式等の譲渡所得及び配当の軽減税率を各々2008年12月・2009年3月まで1年延長する
- (2) 法人の留保金課税制度につき、資本金1億円以下の中小企業については適用を除外する

上記は現行税制に基づき適用されるもので、詳細な適用要件が必要です。実施に当たっては専門家にご相談の上、ご自身の責任で実施いただきますようご留意願います。

大阪市天王寺区堂ヶ芝1丁目11番16号桃陽ビル202号

TEL 06-6774-8282

FAX 06-6774-8281

E-mail : nishikai@kiu.biglobe.ne.jp

西野会計事務所

検索

